

# 守口東高校いじめ防止基本方針

大阪府立守口東高等学校

令和5年4月1日

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも生徒に寄り添いながら相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、相手を尊重し、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援し、社会で通用するよう豊かな人権感覚を育成する学びの場づくりが重要となる。

本校では、「他者理解と思いやりを備え、自分を大切にする気持ちを充実させ、自らの夢や志を持って社会を切り拓く態度を育成する。」を教育目標としており、日々の教育活動に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

文部科学省 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条より

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする  
(“プロレスごっこ” “肩パン”)
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 金品を隠したり、盗んだりさせられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等  
(SNSへの書き込み、拡散、画像・動画の加工等)
- 「いじり」と称して、からかったり、馬鹿にしたりする (※)

※いじられている生徒が「本当は嫌だ」という気持ちを抑圧していることが多く、悪質ないじめに繋がりやすい行為であるにもかかわらず、軽視されがちである。単なるキャラクター（いじられキャラ）と捉えることなく、いじられている本人の気持ちを聴くなど、初期段階から対応することが大切である。

### 3 いじめ防止のための組織

特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てを行う。また、スクールカウンセラー等の有識者の活用により、より実効的な解決を図る。

#### (1) 名称

「いじめ対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭（委員長）、首席、生徒指導主事、支援教育コーディネーター、各学年主任、各学年人権教育推進委員、養護教諭、人権教育推進委員長、状況に合わせて関係職員

#### (3) 役割

##### ア 未然防止

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

##### イ 早期発見・事案対処

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

○いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

##### ウ いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み

○いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

○いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

○いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、必要に応じて見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む。）。

なお、本委員会の実務主担者は人権推進委員長があたり、委員会の招集等についての業務を行う。

### 4 年間計画 　本基本方針に沿って、次ページの表のとおり実施する。

### 5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、いじめ対策委員会を、年4回開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

| 大阪府立守口東高等学校 いじめ防止年間計画 |  |  |   |  |
|-----------------------|--|--|---|--|
|                       | 1年（41期生）   | 2年（40期生）   | 3年（39期生）  | 学校全体   |
| 4月                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知</li> <li>・高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約</li> <li>・オリエンテーションにおいて人権推進委員長より講話</li> <li>・情報共有会議（教担会議）</li> <li>・アンケート「学校生活と人権に関して」の実施・考察</li> <li>・人権 HR（クラス開きのアクティビティ）</li> <li>・学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針の内容を生徒・保護者へ周知</li> <li>・情報共有会議（教担会議）</li> <li>・人権 HR（クラス開きのアクティビティ）</li> <li>・学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知</li> <li>・情報共有会議（教担会議）</li> <li>・人権 HR（クラス開きのアクティビティ）</li> <li>・学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 定例委員会（年間計画の確認、基本方針の確認、新入生を中心とした生徒状況を共有）</li> <li>・「学校いじめ防止基本方針」配付</li> <li>・色覚研修</li> <li>・教育相談週間</li> </ul> |
| 5月                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校外学習</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校外学習</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校外学習</li> </ul>   |  |
| 6月                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート「いじめ・YC」実施</li> <li>・情報共有会議（教担会議）</li> <li>・保護者懇談週間（家庭での様子の把握）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクト「いじめ・YC」実施</li> <li>・情報共有会議（教担会議）</li> <li>・保護者懇談週間（家庭での様子の把握）</li> <li>・人権 HR（障がい者理解）</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクト「いじめ・YC」実施</li> <li>・情報共有会議（教担会議）</li> <li>・保護者懇談週間（家庭での様子の把握）</li> <li>・人権 HR（違反質問・同和問題）</li> <li>・卒業生講演（社会性の育成）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回定例委員会（いじめ・YC アンケートの結果に基づく）</li> <li>・保護者に対する公開授業</li> </ul>   |
| 7月                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講演会（性教育）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権 HR（国際理解・人種差別）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場見学（社会性の育成）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員研修「普通科の高校におけるインクルーシブ教育の在り方」</li> </ul>  |
| 8月                    |  |  |   |  |
| 9月                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭</li> <li>・守口東いじめアンケート実施と考察</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭</li> <li>・守口東いじめアンケート実施と考察</li> <li>・修学旅行</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭</li> <li>・守口東いじめアンケート実施と考察</li> <li>・情報共有会議（教担会議）</li> <li>・保護者懇談週間（家庭での様子の把握）</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間（8, 9月）</li> <li>・アンケート回収箱の設置</li> </ul>   |
| 10月                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有会議（教担会議）</li> <li>・保護者懇談週間（家庭での様子の把握）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有会議（教担会議）</li> <li>・保護者懇談週間（家庭での様子の把握）</li> </ul>   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員間による公開授業月間（わかる授業づくりの推進）</li> </ul>  |
| 11月                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育祭</li> <li>・人権 HR（スマホの使用）</li> <li>・アンケート「いじめ・YC」実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育祭</li> <li>・アンケート「いじめ・YC」実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育祭</li> <li>・人権 HR（労働者の権利）</li> <li>・アンケート「いじめ・YC」実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に対する公開授業</li> <li>・第3回定例委員会（いじめ・YC アンケート結果に基づく）</li> </ul>  |
| 12月                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー講話</li> </ul>  |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間</li> <li>・教職員研修（同和問題）</li> </ul>  |
| 1月                    |  |  |   |  |
| 2月                    |  |  |   |  |
| 3月                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート「いじめ・YC」実施</li> <li>・人権 HR（子どもの人権・国際理解）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権 HR（「めぐみ」鑑賞）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート「学校生活と人権に関して」の実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間</li> <li>・第4回定例委員会（年間の取組みの検証、次年度方針検討）</li> </ul>  |

## 第2章 いじめ防止

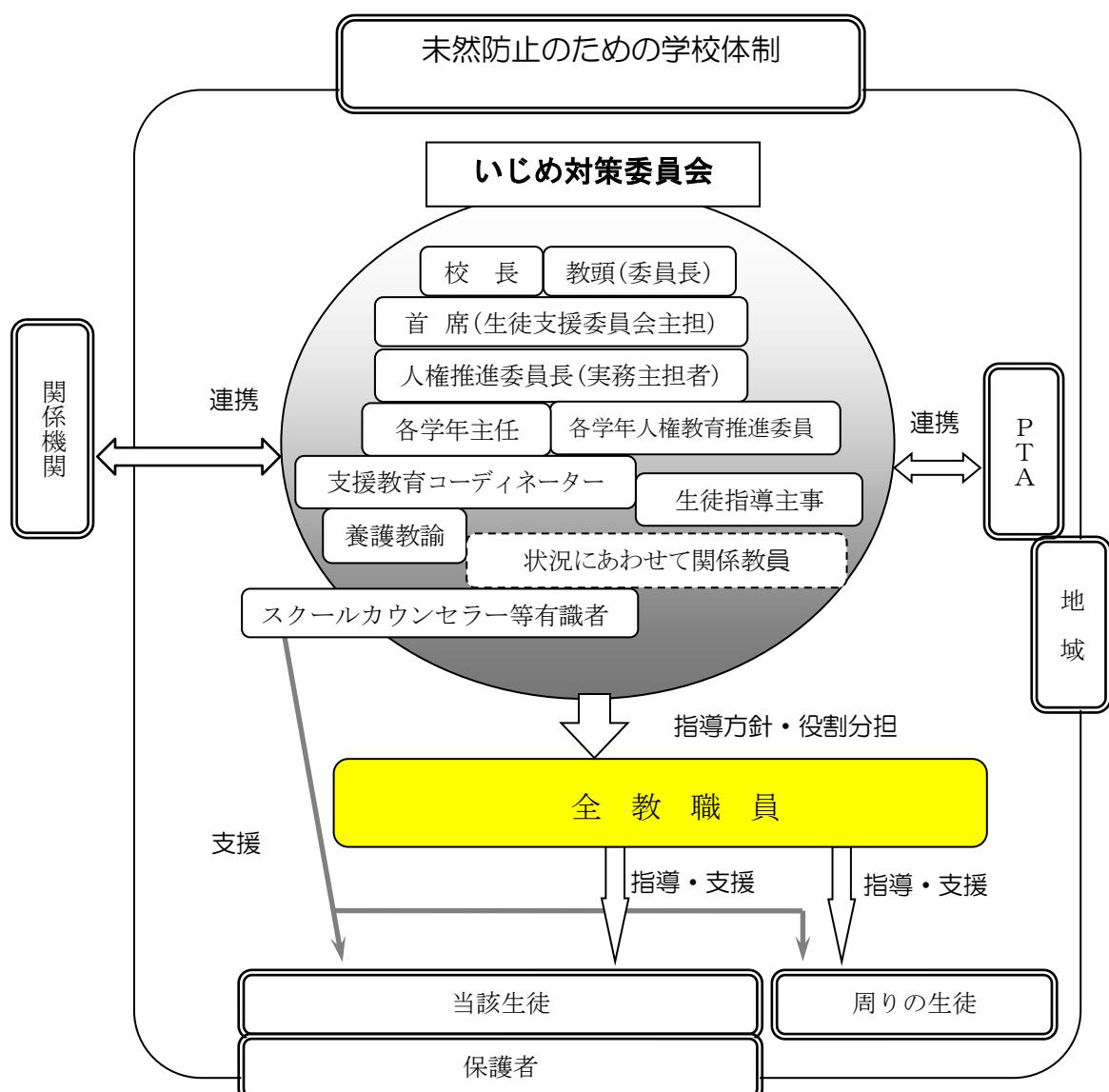
### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間、探究の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめの未然防止のために全教職員が取組む体制については以下に記載している。前述の年間計画とあわせて、生徒のみならず教職員も「自己有用感」が育成できる学校文化を創りあげていくことが大切であり、その取り組みにより安心・安全に学校生活を送ることができると考える。

## いじめの未然防止のための学校体制



## 2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、教員研修を実施し、週1回の担任会、人権教育推進委員会他、生徒に関する情報交換ができる場を多く設定する。

また、生徒に対しては、「自己有用感」が育めるような人権HR・行事等の取り組みを推進する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、授業や行事等において生徒が自己表現できる場を提供することが大切である。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、一方的な指導でなく生徒の力を引き出す指導が必要である。また、分かりやすい授業づくりを進めるために常に教員が互見授業が行えるよう推進する。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるためには、体育祭、文化祭、球技大会、中学生対象の学校説明会等において、生徒が前面に立ち活躍できる場を提供することが大切である。加えて、「ストレスマネジメント教育」を参考にした学級活動を実施することにより、ストレスに適切に対処できる力を育むことにより、生徒の自己有用感や自己肯定感を育むことができると考える。

なお、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため外部団体を活用し生徒からの相談を受けやすい環境をつくっている。

(4) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、「ピアサポート」の手法を参考にする等、ホームルームの内容についても十分検討する。

また、人権教材「安全で安心な学校づくり推進事業 COMPASS」についても十分活用する。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えること、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくうとする熱い行動力が求められている。

そのため、平素から生徒とコミュニケーションを取ることは当然であるが、保護者との連携も大切にし、学校で生起した事象について保護者への報告を怠らないようにすることが大切である。また、週1回の担任会、人権教育推進委員会で情報交換を行い、必要に応じて関係教員とも情報共有を行う。さらに「守口東高校安心アンケート」を実施し、生徒自身もしくは友人から、安心して発信できる機会を設け、教員と生徒の信頼関係を強化していく。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

##### (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケート（2種）を、各々年2回実施する。

その際回収方法、対応方法について生徒が安心して応えることができるよう配慮を行う。

・守口東安心アンケート（本校独自）…5～6月・10月

※10月実施分については「いじめ」についての具体的な設問あり

・安全・安心アンケート（教育庁より）…7月・12月

アンケートに記載された内容について、担任が直接声をかけ、見守り・協力の姿勢を示す。日常の観察として生徒とのコミュニケーションを取り、わずかな変化にも気づくことで、生徒との信頼関係を強化することが重要である。

##### (2) 保護者と連携して生徒を見守るために日常の連絡や報告を緊密に行い、学校において生起した事象について家庭連絡を怠らないようにする。生徒の学校生活に影響を及ぼす重要な事態の際は、全教員で情報共有、対応共有を行う。被害生徒だけではなく、加害生徒についても人権についての配慮を行う。

##### (3) 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、担任以外にも窓口を多く設定して、周知しておく。（具体的には、保健室、大阪府教育センターすこやか相談、スクールカウンセラーなど）

##### (4) 入学時オリエンテーション、安全安心アンケートによる相談窓口の提示、「長期休暇中の注意」（生活指導部より）、「保健だより」等により、相談体制を広く周知する。

また、いじめ防止対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

##### (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、収集の方法、生徒対応、保護者対応、資料保存、情報共有等において慎重に行い、管理する。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート図」を参考にして、外部機関とも連携する。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつたりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込みず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、いじめ対策委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育庁に報告し、相談する。

(4) 被害・加害生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等有識者の協力を得て対応を行う。

#### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や個別指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等有識者の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせその再発を防止する措置をとる。

#### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等有識者とも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

#### 6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、

生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。また、書き込みがあつた場合、学年集会を開催し、全体指導も並行して行う。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。